

## 市川市立学校給食検討委員会の運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食の運営方法等について広く意見を交換することにより、市川市立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における学校給食の充実を図るため、市川市立学校給食検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (意見交換事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について意見を交換するものとする。

- (1) 学校給食の運営に関すること。
- (2) 学校給食の献立に関すること。
- (3) 学校給食の実施に必要な施設、設置等の改善に関すること。
- (4) 教育の一環としての学校給食の在り方及び位置付けに関すること。
- (5) 健全な食生活の習慣付けのための食に関する教育の充実に関すること。
- (6) その他学校給食の充実に関すること。

### (出席者等)

第3条 検討委員会の出席者は、次に掲げる者とし、その合計人数は、おおむね11人とする。

- (1) 市川市PTA連絡協議会の推薦した者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 公募の方法により選定した市民
- (4) 教育委員会学校教育部長
- (5) 市川市公立学校長会連絡協議会の推薦した者
- (6) 市川市学校給食会会長
- (7) 市川市学校栄養士会会長

2 出席者への依頼期間は、出席を依頼した日からその日の属する年度の末日までとする。

3 第1項第3号に規定する出席者については、おおむね1年ごとに見直しを行うものとする。

(検討委員会の開催)

第4条 教育委員会は、必要に応じ検討委員会を開催することができる。

(検討委員会の進行)

第5条 検討委員会は、出席者の中から互選された座長が進行するものとする。

(報償金)

第6条 教育委員会は、検討委員会の出席者(第3条第1項第4号から第7号までに掲げる者を除く。)に報償金として日額 9,100円を支給する。

(身分)

第7条 検討委員会の出席者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(事務)

第8条 検討委員会の運営に関する事務は、教育委員会事務局学校教育部保健体育課において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月17日から施行する。